

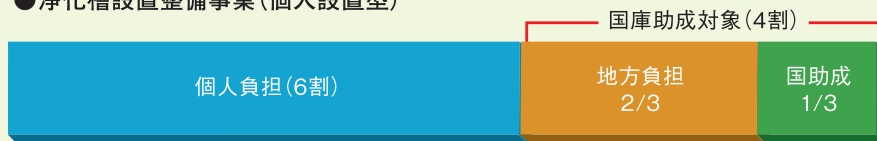
浄化槽の設置に関する国庫助成制度

環境省では、生活排水対策を推進するため、1987年に浄化槽を設置する個人に対し、国が設置費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業」という制度を創設しました。また1994年には、市町村が実施する浄化槽整備事業(市町村が施設を所有)に対し、国が設置費用の一部を助成する「市町村浄化槽整備推進事業」という制度を創設しました。

さらに、地方単独事業として、市町村が設置する浄化槽についても、戸建て浄化槽の整備を行う「個別排水処理施設整備事業」と、複数の住宅の生活排水を集的に処理する浄化槽の整備を行う「小規模集合排水処理施設整備事業」があり、設置費用の一部には総務省からの交付税措置が行われています。

これら国による設置費用の助成制度の導入は、浄化槽普及の大きな推進力になっています。

●浄化槽設置整備事業(個人設置型)



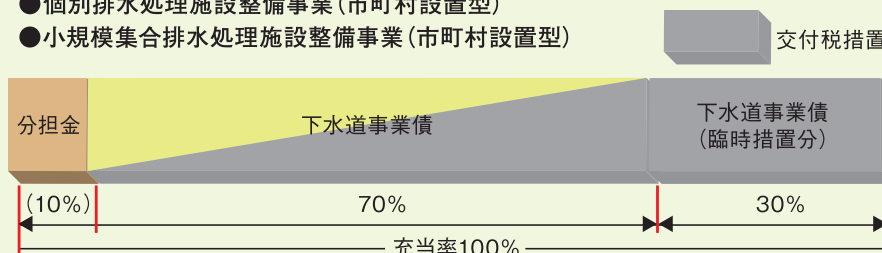
●浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)



*地方債の元利償還費の50%は地方交付税措置

●個別排水処理施設整備事業(市町村設置型)

●小規模集合排水処理施設整備事業(市町村設置型)



*平成9年度以後は、一般会計繰出金に代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置している。

たとえば、戸建て住宅用浄化槽の5人槽を設置し、その費用が84万円と仮定すると、

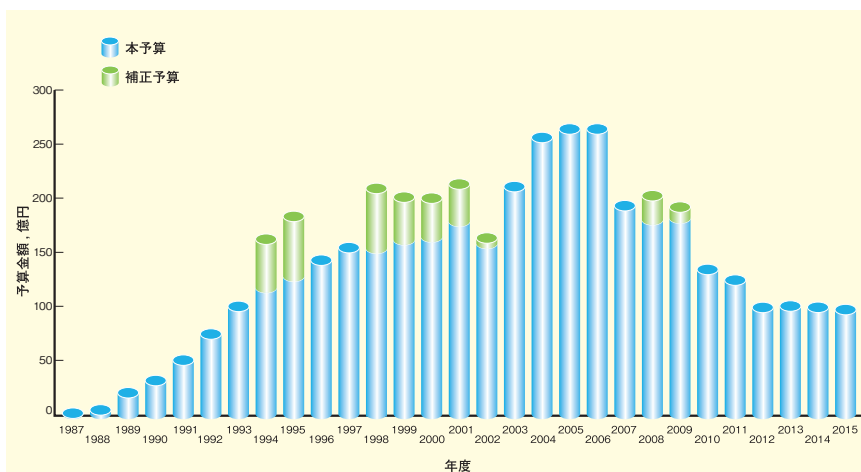
個人が「浄化槽設置整備事業」で浄化槽を設置する場合、個人負担が50.4万円、国および地方自治体からの助成は33.6万円

個人が「市町村浄化槽整備推進事業」で浄化槽を設置する場合、個人負担が8.4万円、国および地方自治体の負担は75.6万円

図-19 浄化槽の国庫助成制度の概念図

コラム7

●国庫助成費の推移と浄化槽の維持管理費



浄化槽維持管理費用の例【BOD除去型浄化槽】

	5人槽	7人槽
1年間1基あたり	65,000円	81,000円
内訳(例)		
保守点検費	21,000円	22,000円
清掃費用	26,000円	35,000円
電気代	13,000円	19,000円
法定検査費用	5,000円	5,000円